3 参照条文

〇 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年法律第五十四号)

[定義]

第二条 (略)

②~⑤ (略)

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

(7)~(9) (略)

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 (略)

- ② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。
 - 一 当該行為をした事業者
 - 二 (略)
 - 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 (略)

[課徵金]

- 第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)に百分の十(小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。
 - 一 商品又は役務の対価に係るもの
 - 二 (略)
- ②~⑤ (略)
- ⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)の一月前の日(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定による通知(次項、第十項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて「事前通知」という。)を受けた日の一月前の日)までに当該違反行為をやめた者(当該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。)であるときは、第一項中

「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

(7)~(1) (略)

4 課徴金制度の概要

(1) 課徵金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる(第7条の2第1項)。

(注) カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる(第7条の2第24項)。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる(第7条の2第25項)。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中(最長3年間)の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額

=

カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額

× 課役

課徴金算定率

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない(第7条の2第1項ただし書)。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる(第7条の2第23項)。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
		100/	早期解消	8%	4%	早期解消	3. 2%
	小売業・ 卸売業以外		再度の違反	15%		再度の違反	6%
		10%	主導的役割	15%		主導的役割	6%
違			再度+主導	20%		再度+主導	8%
反	小売業	3%	早期解消	2.4%	1. 2%	早期解消	1%
対			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
象			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
事			再度+主導	6%		再度+主導	2. 4%
業	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度+主導	4%		再度+主導	2%

- (注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反 行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度 の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない(第7条の2第 6項)。
 - 2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令(当該命令が確定している場合に限る。)等を受けた事業者に対して適用される(第7条の2第7項)。

- 3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される(第7条の2第8項)。
- 4 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する 事業者に対して適用される(第7条の2第9項)。
- 5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額(課 徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額)から、罰金額の2分の1に相当する金 額が控除される(第7条の2第19項)。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額 を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が 100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない(第7条の2第20項)。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される(第7条の2第10項~第13項)。

課徴金減免申請順位	減免率		
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除		
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額		
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額		
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額		
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額		

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社(ただし、調査開始日以後は最大3社まで)に適用される。
 - 2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る 事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の2 第16項・第17項)。